

(令和6年6月18日発行)

令和6・7年度 日歯生涯研修事業実施要領

日本歯科医師会

目 次

1. 日歯生涯研修事業の概要	1
1.1 目的	1
1.2 実施主体	1
1.3 実施対象	1
1.4 「Eシステム」の利用方法について	1
1.5 研修項目と研修コード	1
1.6 研修方式と研修単位	2
1.7 修了の条件／日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件	4
1.8 修了証／日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証	5
1.9 実施期間	6
1.10 学術委員会の業務	6
1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会	7
2. 日歯生涯研修ガイド	9
2.1 令和6・7年度日歯生涯研修ガイド一覧	9
3. 留意点	13
3.1 研修項目と研修コード	13
3.2 研修単位の登録	13
3.3 履修状況の確認	13
3.4 認定主催者の申請	13
3.5 認定研修会の申請	13
3.6 「Eシステム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関するQ & Aについて	13
3.7 実施期間	13

1. 日歯生涯研修事業の概要

1.1 目的

歯科医師は国民の健康維持・増進に責任を持つ専門職であり、歯科医学の進歩に対応して必要な研修を生涯にわたって続けることは当然の責務である。

また、世界の歴史に前例を見ない速さで超高齢社会に突入した日本において、歯科医師の社会的責務は今後一層大きなものとなる。

日本歯科医師会会員がその責務を果たすために不断の努力を重ねるための支援を行うこと、また、この事実を広く国民に提示し、国民の理解と正当な評価が得られるようにすることが本事業の目的である。

1.2 実施主体

日本歯科医師会（以下「本会」という）並びに都道府県歯科医師会が主催し、日本歯科医学会、同所属専門分科会、同所属認定分科会、歯科大学、大学歯学部、日本学校歯科医会等の協力により、「JDA E-system」（以下、「Eシステム」という）を利用して実施する。

本生涯研修事業を推進するため本会並びに都道府県歯科医師会に学術委員会、またはこれに準ずる機関を設置する。

1.3 実施対象

本会正会員及び準会員（以下「会員」という）を対象とする。

1.4 「Eシステム」の利用方法について

「Eシステム」利用方法の詳細は、別に『日歯生涯研修事業「Eシステム」利用マニュアル』に定める。

1.5 研修項目と研修コード

臨床歯科医にとって基本的かつ必須と考えられる研修内容を「日歯生涯研修ガイド」に、大項目および中項目に分類してまとめ、各研修項目にはそれぞれ4桁の研修コードを付した。

なお、所謂一般教養的なものは原則として研修項目には含めないが、その内容が当該の研修項目に関わるものである場合はその限りではない。

会員が研修を行い、「日歯生涯研修事業」において単位を取得するには、該当する各種研修会および視聴覚教材等に研修コードの登録が行われていることが必要である。

研修コードの構成は以下のとおりである。

- 1) 研修項目は14の大項目に分類し2桁の研修コードを付与している。
- 2) 大項目を詳細化してさらに中項目に分類し2桁の研修コードを付与している。
- 3) 大項目コードと中項目コードをあわせた4桁のコードが最終的な研修コードとなり、単位の登録に使う。
- 4) 中項目ではそれぞれ「手技実習」を設けている（大項目32、33、35を除く）。また、分類しきれない内容を「その他」として設けている（大項目32、33、35を除く）ので、該当するものが無い場合は「その他」の中項目コードを研修コードの登録に使う。

1.6 研修方式と研修単位

研修方式は以下の5種類とし、各方式における研修単位は以下のとおりとする。なお研修による取得単位数に上限を設けることはしない。研修会場およびサテライト会場における、受講研修、生涯研修セミナーライブ研修および特別研修の単位は、受講研修登録用ICカードによってのみ登録できる。

インターネット等を利用して配信された講義を会員が個々の環境下で受講した場合は、研修会主催者が受講者情報を一括管理して受講研修単位を登録するか、または講義配信後に表示されるQRコード等を用いて、受講者がEシステムにおいて直接受講研修単位等を登録する。

ただし、新入会員や受講研修登録用ICカード再発行申請中あるいは受講研修登録用ICカード不良等で、受講時に受講研修登録用ICカードによる単位登録ができない場合は、日歯生涯研修事業「Eシステム」利用マニュアルに定める手順により、主催者が個別に単位登録することができる。

- 1) 受講研修：30分以上の講義について、1研修コードにつき30分1単位とする。（単位の30分を超える20分以上30分未満はさらに1単位とする。）

受講研修は、各種研修会において講師から30分以上の講義を受講する方式の研修、あるいはインターネット等を利用して配信された講義を、受講者がサテライト会場や個々の受講環境において受講する方式の研修をいう。

ただし、シンポジウムのように、ひとつのテーマについて何人かが講演し質疑応答を行う形式の研修会の場合、一人当たりの講義が30分未満であっても、すべての演題の合計時間が30分以上であれば受講研修単位を認める。

取得単位は研修会の時間で決定する。例えば、30分であれば1単位、1時間であれば2単位、1時間20分の場合は3単位とする。同一講師による一連の講義であっても、講義内容に応じて研修コードを振り分け、それぞれに対応した研修時間による研修単位を取得することができる。

受講研修会の講演が録画収録された30分以上の動画（Eシステムに収載されているものを除く）の再生視聴のみで行われる場合は、研修会の時間にかかわらず1研修教材について1単位とする。ただし、Eシステムに収載されている教材のうち、「施設基準に係る届け出に関する研修」に係るもの、「ワクチン接種研修セミナー」および「PCR検査研修」に係るものを受けた場合、1研修教材について1単位として受講研修単位を認める。収録動画を再生上映する場合には、著作権者により上映・上演・配信等が禁止されているものを使用することができないよう十分留意すること。

インターネット等を利用して配信された講義を、受講者が個々の環境において受講した場合の受講研修単位は以下のとおりとする。

i) リアルタイム配信の場合（Web会議システムや遠隔授業等の方式を利用して、受講者が個々の環境下で、講師の講義を同時刻に受講する場合）は、上記の受講研修に準じて、受講研修単位として30分以上の講義について1単位とする。（超過の20分以上30分未満はさらに1単位とする。）

ii) オンデマンド配信の場合（当該研修会のために録画収録された講師の講演を、受講者が個々の環境下で、任意の時間に受講する場合）は、下記3)のe-learning研修に準じて、配信動画教材の時間にかかわらず、受講研修単位として1教材について1単位とする。

iii) ICTの技術革新等により上記の定義とは異なる受講形式で研修会を開催する場合は、個別に本会学術委員会が、単位数を決定する。

なお、研修会を、インターネット等を利用して配信する場合、研修会主催者は講師の著作権、講演における個人情報の保護、講演の録画や再配信など二次的利用の制限等、講師と講演のセキュリティーに十分配慮しなければならない。

- 2) 能動研修：1活動当たり1研修コードとし、10単位または5単位とする。

能動研修は、各種学会や歯科医学大会等での発表、歯科医学関連の書籍の執筆、論文等の投稿等の主体的歯科医学研究活動と行う活動を指す。

能動研修の認定基準と取得単位

- (1) 本会、各地区歯科医学会および都道府県歯科医師会が主催する歯科医学大会等で講演、口頭発表、ポスター発表および誌上発表をした場合、筆頭発表者は 10 単位、共同発表者は 5 単位とする
 - (2) 日本歯科医師会雑誌および都道府県歯科医師会誌に学術論文を執筆した場合、筆頭著者は 10 単位、その他の著者は 5 単位とする
 - (3) 日本歯科医学専門分科会および認定分科会が主催する学術大会（地方支部主催含む）で講演、口頭発表、ポスター発表および誌上発表した場合、筆頭発表者は 10 単位、共同発表者は 5 単位とする
 - (4) 日本歯科医学専門分科会および認定分科会が発行する学会誌に学術論文を執筆した場合、筆頭著者は 10 単位、その他の著者は 5 単位とする。
 - (5) 本会生涯研修事業認定研修会において、講師として講義を行った場合、10 単位とする
 - (6) 本会生涯研修ライブラリーの講師を務めた場合、10 単位とする
- 3) e-learning 研修：1 研修教材につき 1 単位とする。
- e-learning 研修は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日本歯科医師会雑誌等の論文・文献のような教材を E システムにて自分自身で学ぶ方式の研修を指す。
- プレテストの後、教材を研修し、その後ポストテスト（論文・文献はポストテストのみ）の合格をもって単位取得とする。単位数は、1 つの研修教材につき 1 単位である。
- なお、視聴覚教材のうち「日歯生涯研修認定指定教材」とは、ガイダンスコード「大項目 32」、「中項目 01」が割り振られた教材である。
- 4) 生涯研修セミナーライブ研修：生涯研修セミナー会場、およびリアルタイム配信された講演をサテライト会場または受講者個人宅等で 1 回のセミナー全てを受講した場合 10 単位とする。
- なお、生涯研修セミナーを受講した場合には、生涯研修セミナーライブ研修単位のほかに、受講した講演に対応した受講研修単位および特別研修単位をあわせて取得することができる。
- 5) 特別研修：1 特別研修会につき 10 単位とする。

表 1 の研修会主催者が開催する下記「特別研修会の定義」を満たす研修会を受講した場合には、特別研修による単位が取得できる。なお、特別研修会の会期にかかわらず一連の研修会で取得できる特別研修の単位は 10 単位である。

「特別研修会」を受講した場合には、特別研修単位のほかに、受講した講演に対応した受講研修単位をあわせて取得できる。また、当該特別研修会が日歯生涯研修セミナーの場合は、日歯生涯研修セミナーライブ研修単位をあわせて取得できる。

リアルタイムで開催し条件を満たす場合にも、特別研修単位が取得できる。ただし、研修会がオンデマンド配信の方式で開催される場合は、特別研修単位は取得できない。

【特別研修会の定義】

以下の条件 1 あるいは条件 2 を満たす研修会を特別研修会とする。

条件 1 以下の①から③のすべてを満たす研修会

- ① 表 1 の区分 1 から 8 の研修会主催者が開催する研修会
- ② 会期が午前・午後にわたる等、1 日以上の研修会
- ③ 受講研修の対象となる 2 単位以上の講演が 1 題以上設定されている研修会

条件 2 以下の④から⑥のすべてを満たす研修会

- ④ 表 1 の区分 1 から 8 の研修会主催者が開催する研修会
- ⑤ 会期が午前・午後にわたる等、1 日以上の研修会
- ⑥ 研修会の全日程が口演発表・ポスター等のみで、受講研修の対象となる講演が設定されて

【特別研修会の申請】

上記の条件 1 の特別研修会の定義を満たす研修会を主催する表 1 の研修会主催者は、研修会主催者ごとに付与された「特別研修コード（4 ケタ）」を用いて、1 題 2 単位以上の受講研修とあわせて特別研修を申請する。なお、サテライト会場で条件 1 の定義を満たす研修会を開催する研修会主催者も同様の申請をすることができる。

条件 2 の特別研修会の定義を満たす研修会を主催する表 1 の研修会主催者は、研修会の概要を付して日本歯科医師会に特別研修の申請方法を問い合わせる。サテライト会場で条件 2 の定義を満たす研修会を開催する研修会主催者も同様とする。

表 1 特別研修会を主催する研修会主催者の区分および特別研修会の例

区分	研修会主催者	「特別研修会」扱いとなる研修会等
1	都道府県歯科医師会	学術講演会、生涯研修セミナー、歯科医学大会、日本歯科医学会に関連する講演会等、地理や健康または子育て等、不利な条件の会員に配慮した研修会等 (サテライト講演、離島へのネット配信講演)
2	各地区歯科医師会	歯科医学大会等
3	日本歯科医学会	日本歯科医学会総会、学術講演会等
4	日本歯科医学会専門分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
5	日本歯科医学会認定分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
6	歯科大学・大学歯学部	総会、学術大会 等
7	歯科大学・大学歯学部同窓会（校友会）	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
8	日本歯科医師会	学術大会、生涯研修セミナー等

1.7 修了の条件／日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件

2 年間の実施期間内に以下の条件を満たした場合には、日本歯科医師会生涯研修事業修了あるいは日本歯科医師会生涯研修総合認定医とする。

1) 修了の条件

「受講研修」、「能動研修」、「e-learning 研修」および「生涯研修セミナーライブ研修」の研修方式により合計 40 単位以上取得している場合を修了とする。

2) 「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」の認定条件

以下すべての条件を満たした場合に「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」と認定する。

- (1) 「受講研修」と「能動研修」による取得単位が合計 40 単位以上であること。
- (2) 「e-learning 研修」による取得単位のうち、日歯生涯研修認定指定教材での取得単位が 10 単位以上であること。
- (3) 「生涯研修セミナーライブ研修」により 20 単位以上の単位を取得していること。
- (4) 「特別研修」により 40 単位以上の単位を取得していること。
- (5) 実施期間内に日歯生涯研修ガイドンスの大項目（14 項目）のすべてで単位を取得していること。

図1 日本歯科医師会生涯研修修了の条件

日本歯科医師会生涯研修修了の条件

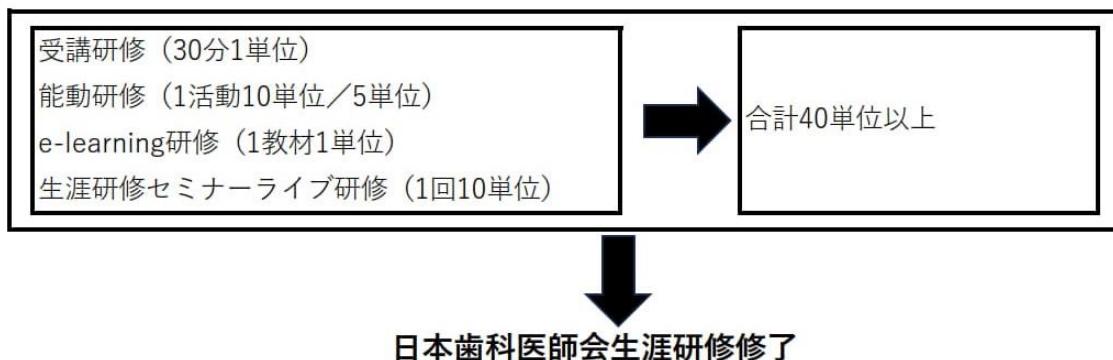
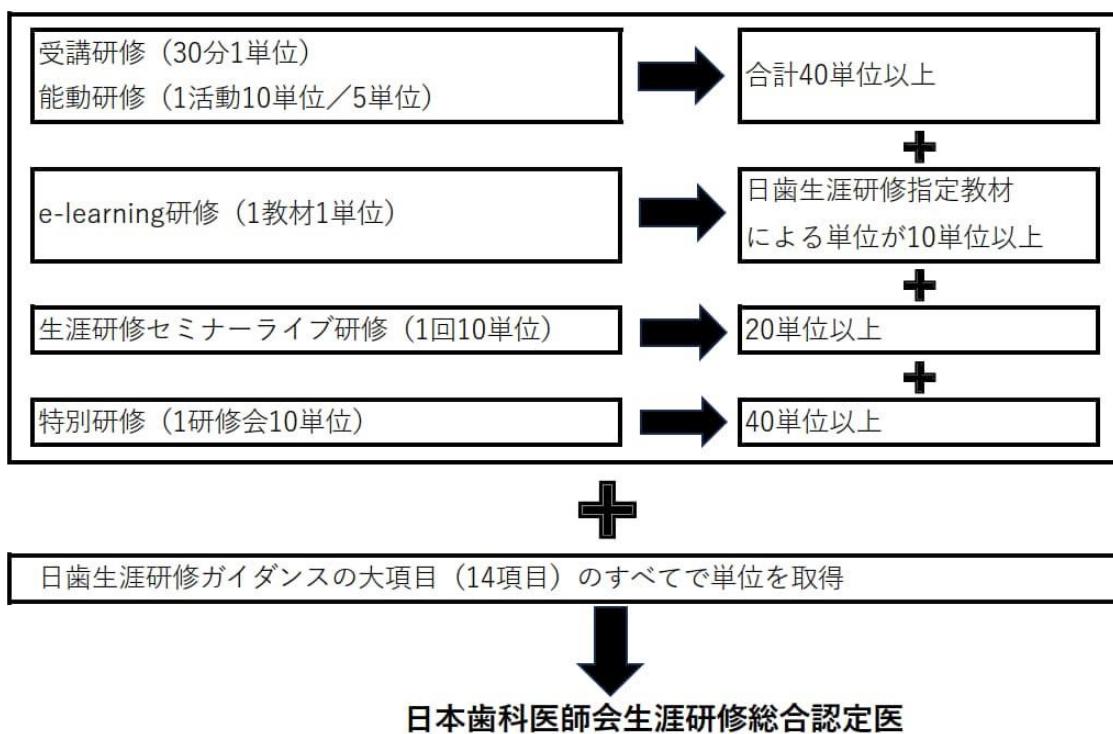


図2 日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件

日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件



1.8 修了証／日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証

1) 交付

- (1) 所定の修了条件を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会並びに所属都道府県歯科医師会名をもって、「日本歯科医師会生涯研修事業修了証」と「日本歯科医師会生涯研修事業修了」の標章を交付し、院内掲示物等を提供する。
また、所定の修了条件を達成した会員は、「日本歯科医師会生涯研修事業修了」と称することができる。
- (2) 所定の日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会並びに所属都道府県歯科医師会名をもって、「日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証」と「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」の標章を交付し、院内掲示物等を提供する。
また、所定の日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件を達成した会員は、「日本歯科医師会生

生涯研修総合認定医」と称することができる。

- (3) 「日本歯科医師会生涯研修事業修了」および「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」の標章および呼称の使用方法については別に定める。

2) 公表

修了条件達成者並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件達成者については、以下のとおり、氏名等の公表を行う。

- (1) 本会の会員向けホームページにおいて氏名を公表する。
- (2) 本会の国民向けホームページ中の「全国の歯医者さん検索」において修了条件達成者並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件達成者のいる医療機関にはその旨の表示を行う。
- (3) 「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」認定者のうち単位取得上位者を日本歯科医師会雑誌にて公表する。

3) 有効期間

修了証並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の有効期間は当該事業年度終了後、2年間である。

ただし、作製に時間を要するため、氏名の公表や修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の掲示等については、便宜的に当該年度の修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証が送付されてから次回の修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証が交付されるまでの2年間を有効期間とする。

1.9 実施期間

2024年（令和6年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までを実施期間とする。なお、統計処理を行う関係上、実施期間を以下のとおり1期6ヶ月の4期に分けています。

期	期間
第1期	2024年（令和6年）4月1日～2024年（令和6年）9月30日
第2期	2024年（令和6年）10月1日～2025年（令和7年）3月31日
第3期	2025年（令和7年）4月1日～2025年（令和7年）9月30日
第4期	2025年（令和7年）10月1日～2026年（令和8年）3月31日

1.10 学術委員会の業務

1) 本会および学術委員会の役割

- (1) 本事業の企画・立案及び推進
- (2) 本事業の啓発と参加のための環境作り
- (3) 認定研修会主催者並びに認定研修会の審査、認定等
- (4) 本事業の実施状況の把握と都道府県歯科医師会への情報伝達
- (5) 入出力データの処理・内容検討及び都道府県歯科医師会への集計結果の報告
- (6) 修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証交付のための審査業務及び修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の交付
- (7) その他事業推進・実施に関する業務

2) 都道府県歯科医師会および学術委員会等の役割

- (1) 生涯研修の啓発と参加の呼びかけ等、生涯研修事業実施の環境作り
- (2) 参加会員の評価判定に関する事項
- (3) 日歯生涯研修ガイドンス（研修コード）に基づく生涯研修の諸事業立案の推進
- (4) 受講証の交付
- (5) その他会員に対する生涯研修活動の推進、実施に関する業務

1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会

1) 本事業の趣旨に合致し、会員に一定水準以上の研修を提供できる研修会主催者およびその研修会については、「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会主催者」並びに「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会」と認定する。

主催者並びに研修会の認定は、本会が行う。なお、認定研修会主催者並びに認定研修会の認定の方法は次のとおりとする。

- (1) 認定の審査は認定基準に基づき、本会学術委員会等またはこれに代わり得る機関（以下、本会審査会）が行う。
- (2) 認定に疑義が生じた際は、その判断を本会学術担当理事が行う。

2) 申請方法

研修会の開催を予定する主催者が認定を受けるには、本会ホームページにある「Eシステム認定主催者申請」のフォーマットに必要事項を入力して、初回研修会の開催予定日より 60 日以上前に申請する。「認定主催者申請」の内容を本会審査会が審査し、その結果を申請者にメールで通知する。

認定を受けた主催者は「Eシステム」上で、「研修会申請」のフォーマットに必要事項を入力して、研修会開催日の 25 日前までに申請する。「研修会申請」の内容を本会審査会が審査し、その結果を申請者又は研修会担当者にメールで通知する。

（「令和 6・7 年度 E システム 利用マニュアル」参照）

3) 認定研修会主催者の認定基準

認定研修会主催者として申請できる団体は、以下の 9 つの区分に関連する団体とする。

ただし、予め研修会主催者 ID が発番されている郡市区歯科医師会および特別研修会の主催者として表 1 に記載されている 8 つの区分に該当する主催者は、認定主催者の申請を要しない。

- (1) 郡市区町村歯科医師会に関連する団体
- (2) 日本歯科医学会専門分科会に関連する団体
- (3) 日本歯科医学会認定分科会に関連する団体
- (4) 歯科大学・大学歯学部（医学部歯科口腔外科を含む）・特定機能病院・地域医療支援病院に関連する団体
- (5) 歯科大学・大学歯学部同窓会（校友会）に関連する団体
- (6) 日本学校歯科医会・日本歯科衛生士会・日本歯科技工士会に関連する団体
- (7) 日本医師会および日本医学会に関連する団体
- (8) 日本学術会議協力学術団体に関連する団体
- (9) 日本歯科商工協会および日本歯学図書出版協会に関連する団体

4) 研修会の認定基準

- (1) 特別研修会主催者もしくは認定主催者が主催もしくは共催する研修会

特別研修会主催者もしくは認定主催者が後援する研修会は、認定研修会の対象としない。

- (2) 研修項目　　日歯生涯研修ガイドンスに基づくこと
- (3) 研修時間　　研修会 1 回あたりの開催時間が 30 分以上であること
- (4) 受講対象　　歯科医師が対象に含まれている研修会
- (5) 研修会を、インターネット等を利用して受講者へ個別に動画配信する方式で開催する場合、研修会主催者による単位登録のために、受講者の IC カード番号等の受講者情報を研修会主催者が収集・管理することを受講者に告知しているか、あるいは講義配信後に表示される QR コード等を用いて受講者自身が受講単位を登録するかを告知していること

5) 研修単位について

認定された研修会には、本要領「1.6 研修方式と研修単位 1) 受講研修」に定める受講研修単位を付与する。

6) 義務について

認定された研修会主催者は、研修会主催者としての義務を負う。

2. 日歯生涯研修ガイドンス

2.1 令和6・7年度日歯生涯研修ガイドンス一覧

研修コード		研修項目	
21		I	歯科医療的課題
	01	1	医療倫理
	02	2	医療管理・安全
	03	3	医療関連法規
	04	4	医療保険
	05	5	診療情報・記録
	06	6	警察歯科・法歯科医学
	07	7	地域保健
	08	8	学校歯科保健
	09	9	介護歯科保健
	10	10	産業保健
	11	11	臨床研修
	12	12	医療制度
	13	13	情報化（IT）
	14	14	災害医療
	98	98	手技実習
	99	99	その他
22		II	基礎歯科医学
	01	1	解剖・微細構造学
	02	2	病理学
	03	3	微生物学
	04	4	薬理学
	05	5	生理学
	06	6	生化学
	07	7	歯科理工学
	08	8	放射線学
	09	9	免疫学
	10	10	発生学
	98	98	手技実習
	99	99	その他
23		III	基本的診療法

	01	1	医療面接と診察
	02	2	基本的検査法・臨床検査
	03	3	治療計画とインフォームドコンセント
	04	4	画像診断装置と画像診断
	05	5	定期検診とメインテナンス
	07	7	医療事故と処置対応
	08	8	薬物療法と投薬
	98	98	手技実習
	99	99	その他
25		V	歯の保存
	01	1	齲歎病巣の対応
	02	2	知覚過敏症
	03	3	歯内療法
	04	4	歯周治療
	05	5	歯の移植と再植
	98	98	手技実習
	99	99	その他
26		VI	歯冠修復・欠損補綴
	01	1	窩洞形成・支台歯形成
	02	2	印象採得と咬合採得
	03	3	修復法と修復材料
	04	4	接着と合着
	05	5	審美歯科
	06	6	欠損歯列の診断と設計
	07	7	架工義歯
	08	8	有床義歯
	09	9	インプラント
	10	10	デジタル歯科
	98	98	手技実習
	99	99	その他
27		VII	麻酔・口腔外科
	01	1	局所麻酔法
	02	2	外科基本手技
	03	3	炎症性疾患と消炎処置

	04	4	外傷
	05	5	嚢胞・腫瘍および類似疾患
	06	6	口腔粘膜・唾液腺疾患
	07	7	神経・血液疾患
	08	8	顎顔面痛
	98	98	手技実習
	99	99	その他
28		VIII	咬合・口腔関連機能障害と不定愁訴
	01	1	咬合治療
	02	2	顎関節症
	03	3	パラファンクション
	05	5	睡眠時呼吸障害
	06	6	ドライマウス
	07	7	口臭
	08	8	心療歯科
	98	98	手技実習
	99	99	その他
29		IX	口腔の発育と異常・加齢に伴う疾患
	01	1	先天異常・発育異常
	02	2	小児の歯科処置
	03	3	咬合育成
	04	4	障害児・者の歯科処置
	05	5	MTM・矯正治療
	08	8	食育・栄養
	09	9	プライマリケア
	98	98	手技実習
	99	99	その他
30		X	歯科疾患と傷害の予防
	01	1	歯科疾患の予防と取組み
	03	3	スポーツ歯科
	98	98	手技実習
	99	99	その他
31		XI	先進医療と歯科器材
	01	1	歯科機器

	02	2	歯科材料
	03	3	生体材料
	04	4	分子生物学・遺伝子工学
	05	5	デジタル機器・光学機器
	98	98	手技実習
	99	99	その他
32		XII	日歯生涯研修認定指定教材
	01	1	日歯生涯研修認定指定教材
33		XIII	感染予防と滅菌法
	01	1	感染予防・消毒滅菌法
	02	2	感染予防対策セミナー ^(注)
	55	55	PCR検査研修
	66	66	ワクチン接種研修セミナー
34		XIV	口腔健康管理
	01	1	全身管理
	02	2	全身疾患と歯科診療
	03	3	救命救急処置
	04	4	隣接医学
	05	5	発語・摂食・嚥下障害
	06	6	高齢者の歯科処置
	07	7	訪問診療
	08	8	口腔清掃と口腔ケア
	09	9	口腔健康管理セミナー ^(注)
	10	10	医療安全セミナー ^(注)
	11	11	在宅療養支援セミナー ^(注)
	12	12	有病者の歯科治療
	13	13	オンライン診療 ^(注)
	98	98	手技実習
	99	99	その他
35		XV	認知症
	01	1	認知症への対応
	02	2	認知症対策セミナー ^(注)

(注)「33-02 感染予防対策セミナー」、「34-09 口腔健康管理セミナー」、「34-10 医療安全セミナー」、「34-11 在宅療養支援セミナー」、「34-13 オンライン診療」、「35-02 認知症対策セミナー」は、本会が認定した特別な研修教材専用の研修コードですので、研修会申請には使用しないでください。

3. 留意点

令和6・7年度日歯生涯研修事業（以下「日歯生涯研修事業」という）の実施にあたり、特に次の事項に留意をお願いします。

3.1 研修項目と研修コード

研修項目は平成22・23年度より抜本的に見直し、新しい大項目・中項目に分類、各研修項目にはそれぞれ新しい4桁の研修コードを付しています。また、令和6・7年度より研修コードの追加を行いました。

3.2 研修単位の登録

日歯生涯研修事業での研修単位は、研修会場およびサテライト会場に設置されたICカードリーダーに日歯生涯研修事業ICカードをタッチすることで登録することができます。また、インターネット等を利用して配信された講義を受講した場合は、研修会主催者が受講者情報を一括して受講研修単位を登録するか、または講義配信後に表示されるQRコード等を用いて受講者自身がEシステムにおいて直接受講研修単位等を登録します。

能動研修単位は、能動研修を修了した会員が直接、Eシステムにおいて能動研修単位を登録します。

3.3 履修状況の確認

日歯生涯研修事業では、事業実施期間中でもパソコンから「Eシステム」を利用して、自分が登録した単位数や現時点での履修状況を確認することができますが、第4期終了後にはWebサイトでの履修結果の確認として「個人研修単位取得数」の表示ができます。

3.4 認定主催者の申請

主催者が直接、本会のホームページ（<https://www.jda.or.jp/>）から所定の「主催者認定申請」画面に全ての必要事項を入力して、初回研修会の開催予定日より60日前に申請します。本会審査会による認定後、主催者宛に登録完了メール（ID・パスワード）が送信されます。主催者は「Eシステム」上で研修会主催者向けの機能を利用することができます。

3.5 認定研修会の申請

主催者認定を受けた全ての研修会主催者は「Eシステム」上で研修会主催者向けの機能を利用し、「研修会情報の管理」より「研修会申請」を、研修会開催日の25日前までに行ってください。申請が承認されると「短縮コード」が生成され、メールにて連絡があります。研修会場では、この「短縮コード」を用いてICカードリーダーの受付設定をお願いします。

ただし、研修会をインターネット等を利用して、受講者へ個別に動画配信する方式で開催する場合は、研修単位登録のために、受講者のICカード番号等の受講者情報を研修会主催者が個別に収集・管理します。

3.6 「Eシステム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関するQ&Aについて

実施要領とは別に「Eシステム利用マニュアル」を作成し、併せて「日歯生涯研修事業に関するQ&A」を掲載しています。

3.7 実施期間

実施期間は「2024年（令和6年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日」とします。